



筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 4 0 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 4 0 条第 6 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 1 0 月 2 0 日

広島法務局筆界特定登記官



記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 8 年第 1 1 号

対象土地 安芸高田市吉田町常友字坂巻郷 7 1 7 番 5

安芸高田市吉田町常友字坂巻郷 7 1 7 番 1

2 関係人の氏名又は名称

新道朋子

新道公子

3 通知をすべき事項

(1) 筆界特定の手続に係る意見聴取等の期日の開催の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。